

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求人をご指定ください。

保険金・給付金等の受取人(被保険者)が、病気やケガにより保険金・給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(または保険契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

保険金請求受付専用ダイヤル ☎️ **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- この保険では、契約者貸付はお取り扱いしていません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかつたり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎️ **0120-555-835**

受付時間 9:00 ~ 18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>

☎️ **0120-300-352**

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎️ **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00~18:00
土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資21-WE04-148 改定202202

東京海上日動あんしん生命の

家計保障定期保険 NEO

家計保障定期保険(無解約返戻金型) [無配当]



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年2月



あんしんセエメエ

商品パンフレット

契約年齢

15歳~75歳

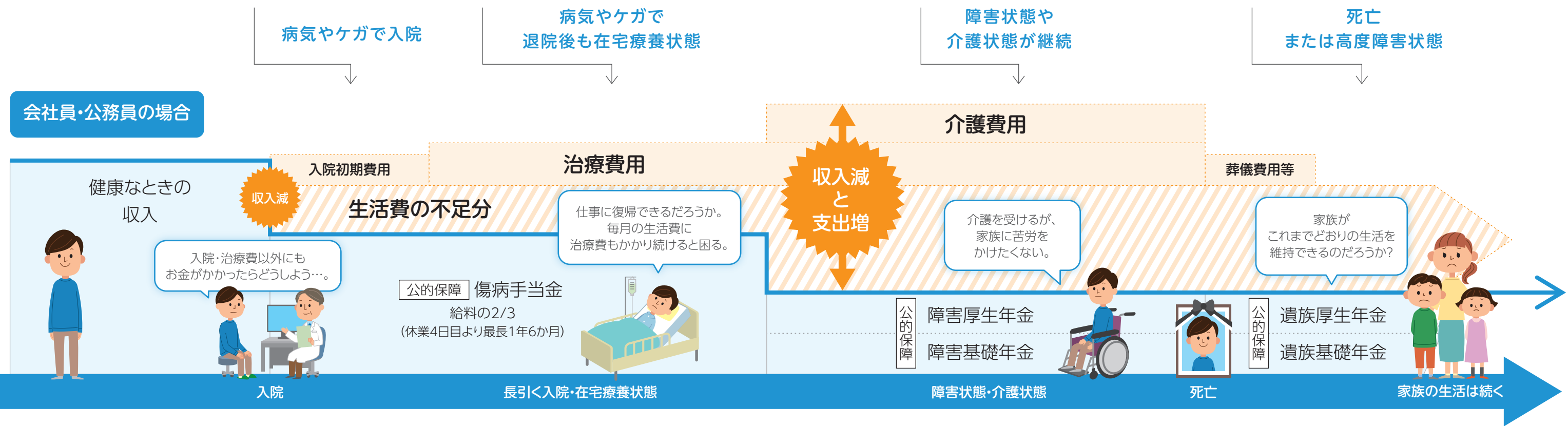
ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命

働けなくなったとき、万一のとき、家計はどうなるでしょうか？



[注] 上の図は働けなくなったとき、万一のときの概要を表したイメージです。公的保障の詳細につきましては日本年金機構のホームページや所轄の年金事務所、またはご加入の健康保険窓口等にご確認ください。

収入が減ったとしても、生活を維持するための生活費はかかります。

月々の生活費平均
約**32万円**

- 家賃
- 食費
- 水道・光熱費
- 通信料
- 教育費
- ローン
- 日用品や医薬品 など

出典:総務省「2019年 家計調査年報(家計収支編)」二人以上の世帯のうち勤労者世帯の消費支出

公的保障はありますが、それだけでは必ずしも十分ではない場合もあります。

働けなくなる原因、生活への影響、万一の

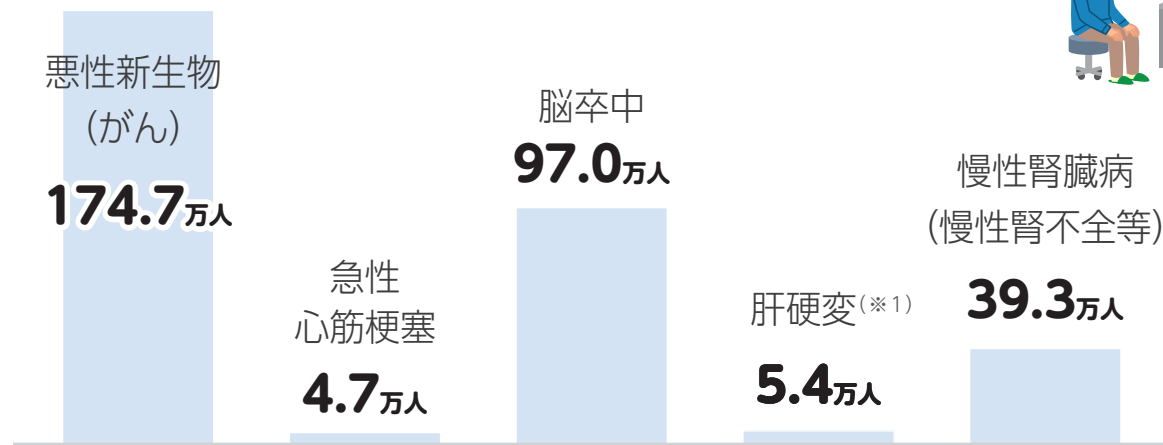
とき、どうなるのでしょうか？

1. 働けなくなる原因は…？

働けなくなる原因として**5疾病**があります。

5疾病による患者数は、**約321.1万人**にも！

5疾病とそれぞれの患者数



出典:厚生労働省「平成29年患者調査」より東京海上日動あんしん生命で抽出したデータ(20歳以上)

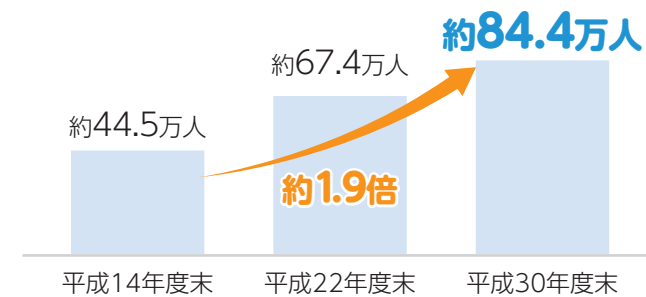
(※1)アルコール性のものを除く



病気やケガによる**障害・介護**も心配です。

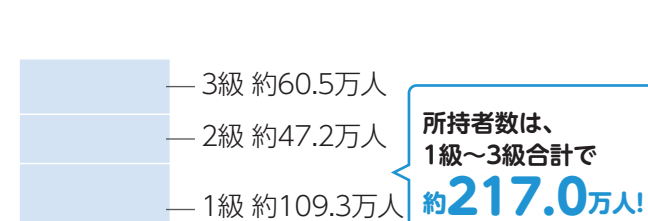
障害年金受給者と要介護認定者は、増加しています！

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移



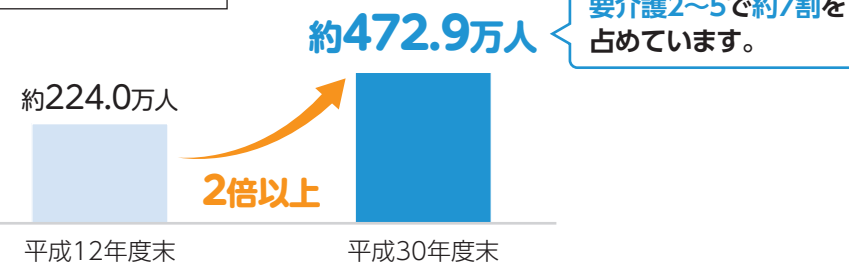
出典:厚生労働省「平成14年度・22年度・30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」(20歳前障害による受給者を除く)

身体障害者手帳1～3級 所持者数



出典:厚生労働省「平成28年 生活のしづかさなどに関する調査」より東京海上日動あんしん生命で抽出したデータ(20歳以上)

要介護認定者の推移



出典:厚生労働省「平成30年度介護保険事業状況報告」

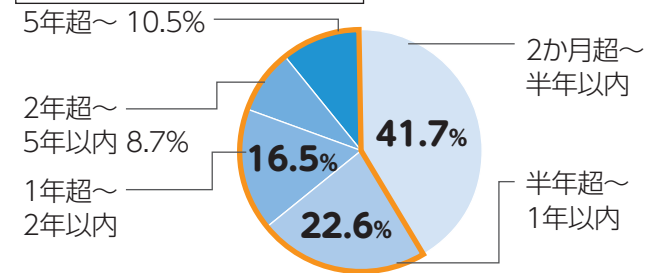


2. 生活への影響は？

① 働けなくなった場合、**休職期間が長期化**することがあります。

2か月休職した場合、復職に半年以上かかる人が**約6割**も！

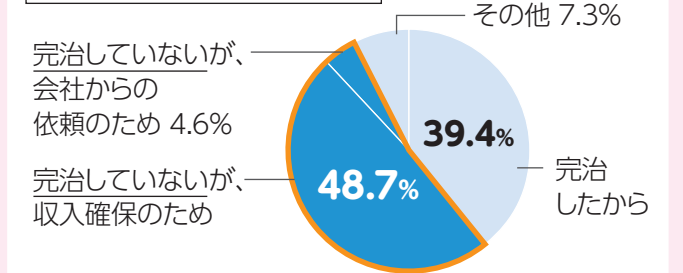
2か月超休職者の休職期間



② 病気やケガが**治っていない**ながらも、働かなければならないこともあります。

完治していない人が**5割以上**！

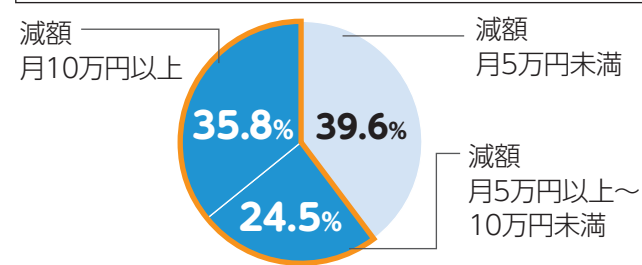
現在復職した人の復職理由



③ 復職しても、**収入が元に戻らない**ことがあります。

月の収入が5万円以上減額した人が**6割以上**！

復職して、収入が元に戻らなかった人の減った収入額



休職経験者の生活変化に関するお声

- ・食費や光熱費を節約するようになった
- ・旅行や外食を減らすようになった

さらに

ご自身やご家族のライフプラン変更を余儀なくされた、というお声もあります…。

- ・子供の習い事や進学をあきらめた
- ・住居を売却した
- ・家族に仕事を始めてもらったり、働く時間を増やしてもらった

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっていません。
[就業不能に関する調査]東京海上日動あんしん生命調べ(2020年8月)

3. 万一のとき…。

万一のときに**公的保障(遺族年金)**がありますが、遺族年金だけでは足りないかもしれません。

配偶者(無職・女性)と子ども(18歳まで)が受け取れる「遺族年金」の金額は…

*令和2年度価額

会社員 [遺族基礎年金(*2)]+[遺族厚生年金(*3)]	配偶者と子ども1人の場合	配偶者と子ども2人の場合	配偶者と子ども3人の場合
	月額 約12.9万円	月額 約14.8万円	月額 約15.4万円
自営業者 [遺族基礎年金(*2)]	月額 約8.3万円	月額 約10.2万円	月額 約10.8万円

本記載は、2020年10月現在の遺族年金(社会保険制度)の概要を説明したものです。詳細につきましては、所轄の年金事務所等にご確認ください。

(※2) 遺族基礎年金は、子どもが18歳に達すると原則、減額または支給停止となります。

(※3) 遺族厚生年金の算出条件/平均標準報酬月額:30万円…平成15年3月以前の被保険者期間:180か月
/平均標準報酬額:40万円…平成15年4月以降の被保険者期間:144か月

働けなくなっても、万一のときも、安心して生活できる備えが重要です。

「家計保障定期保険NEO」は、5疾病も、障害・介護 お客さまの必要な保障に合わせて

も、そして万ーのときも、家計を支える保険です。 プランをお選びいただけます。

保障内容	死亡保障	就業不能保障	保険料払込免除特則と免除事由	特約給付金支払期間・最低支払保証期間のタイプ	特約給付金支払期間 ^(※1)	最低支払保証期間 ^(※2) ^(※3)	
幅広い保障をご希望の方に 5疾病・障害・介護 保障プラン	〈主契約〉 死亡・高度障害	就業不能保障特約(Ⅲ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護 + オプション 就業不能一時金特約(Ⅲ型) ^(※4)	特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型) 免除事由①②③のいずれかに該当したとき	Aタイプ Bタイプ ^(※5) Cタイプ Dタイプ Eタイプ	2年 5年 5年 保険期間満了日まで	2年 2年 5年 2年 5年	7~8ページ
5疾病のリスクに備えたい方に 5疾病 保障プラン	〈主契約〉 死亡・高度障害	就業不能保障特約(Ⅱ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護 + オプション 就業不能一時金特約(Ⅱ型) ^(※4)	特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅱ型) 免除事由①②③のいずれかに該当したとき	Aタイプ Bタイプ ^(※5) Cタイプ Dタイプ Eタイプ	2年 5年 5年 保険期間満了日まで	2年 2年 5年 2年 5年	9ページ
障害・介護に備えたい方に 障害・介護 保障プラン	〈主契約〉 死亡・高度障害	就業不能保障特約(Ⅰ型) 5疾病による入院・在宅療養 病気やケガによる障害・介護 + オプション 就業不能一時金特約(Ⅰ型) ^(※4)	障害介護保険料払込免除特則 免除事由③に該当したとき オプション 特定疾病保険料払込免除特則 免除事由①②のいずれかに該当したとき	Dタイプ Eタイプ	保険期間満了日まで 保険期間満了日まで	2年 5年	10ページ
万ーのリスクにのみ備えたい方に シンプルプラン 〈主契約のみ〉	〈主契約〉 死亡・高度障害		オプション 特定疾病保険料払込免除特則 免除事由①②のいずれかに該当したとき	-	-	1年 2年 5年	13ページ

保険料払込免除特則における 免除事由

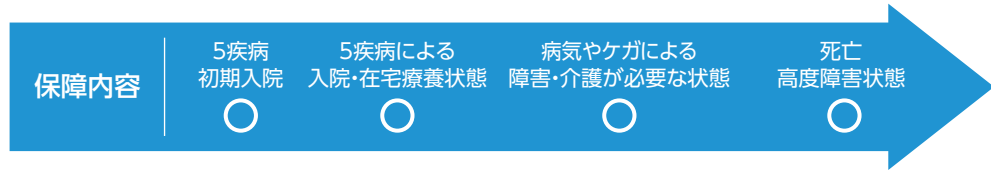
(該当したとき、将来の保険料のお払込みは不要です。)

- ① 初めて悪性新生物^(※6)と診断確定されたとき
- ② 心疾患または脳血管疾患^(※6)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき
- ③ プランに応じた就業不能保障特約(Ⅰ~Ⅲ型)それぞれの就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

(※1)主契約の給付金支払期間(家計保障期間)は、いずれのプランも保険期間満了日までとなります。
 (※2)保険期間終了までの期間が短い状態でお支払事由に該当した場合でも、ご指定いただいた最低支払保証期間中は給付金をお支払いします。→詳しくは 16ページ
 (※3)主契約と就業不能保障特約の最低支払保証期間は、同一となります。
 (※4)この特約の型は、就業不能保障特約の型と同一とします(Ⅰ~Ⅲ型)。
 (※5)お支払事由に該当した時期によっては、特約給付金支払期間が5年未満となる場合があります。
 (※6)上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

5疾病も、障害・介護も、万ー

のときも、幅広く保障するプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年2月1日)

- ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
 - 【主契約】基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(Ⅲ型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで
 - 就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型)付加
- 月払保険料(口座振替扱):8,840円

5疾病による入院・在宅療養状態も

30歳 ご契約

5疾病で入院

1 5疾病初期入院給付金 20万円
月額10万円×2

入院

5疾病で所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続

2 就業不能一時金 300万円

3 就業不能給付金 1,800万円
10万円 10万円 10万円
月額10万円×180回(15年)

入院・在宅療養状態60日超

4 死亡保険金 (毎月受取の場合) 1,200万円
10万円 10万円 10万円
月額10万円×120回(10年)

55歳(ご契約から25年1か月) 死亡

65歳 保険期間満了日まで

ご契約例の総受取額は 1 + 2 + 3 + 4 **3,320万円**

病気やケガによる障害・介護が必要な状態でも

30歳 ご契約

交通事故でケガ

2 就業不能一時金 300万円

3 就業不能給付金 1,800万円
10万円 10万円 10万円
月額10万円×180回(15年)

障害・介護が必要な状態

4 死亡保険金 (毎月受取の場合) 1,200万円
10万円 10万円 10万円
月額10万円×120回(10年)

55歳(ご契約から25年1か月) 死亡

65歳 保険期間満了日まで

ご契約例の総受取額は 2 + 3 + 4 **3,300万円**

「最低支払保証期間」があるから安心!
詳しくは 16ページ

保険料払込免除事由に該当で以降の保険料お払込み不要

1 5疾病による入院時の出費に

<就業不能保障特約:Ⅲ型>

5疾病初期入院給付金

5疾病^(※1)の治療のため所定の入院をしたとき、特約給付金月額の2か月分をお受取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)

2 3 働けなくなったとき、あなた とご家族をサポート

<就業不能一時金特約:Ⅲ型>

オプション 就業不能一時金

<就業不能保障特約:Ⅲ型>

就業不能給付金

下記のお支払事由に該当したとき、

2 就業不能一時金(就業不能一時金額)をお受取りいただけます

3 就業不能給付金(特約給付金月額)を給付金支払期間満了【お支払事由】

5疾病	●5疾病による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき
所定の障害状態	●国民年金法に定める障害等級1級または2級に ●身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級たとき ●特定生活障害状態に該当したとき
介護が必要な所定の状態	●公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ●要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき

下線部詳しくは 11~12ページ

4 万ーのときは、あなたのご家族の生活をサポート

<主契約>

死亡保険金 高度障害保険金

死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受取りいただけます。毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

(*)主契約の保険金をお受取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受取りいただけません。

特定疾病・就業不能保険料払込免除特則:Ⅲ型

以下いずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みは不要です。

①初めて悪性新生物^(※2)と診断確定されたとき

②心疾患または脳血管疾患^(※2)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

③就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

(※1)悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます(上皮内新生物は対象になりません)。

(※2)上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

(※3)就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。

(※4)精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

5疾病と万ーのリスクに備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年2月1日)

●ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
●[主契約]基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(Ⅱ型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで ●就業不能一時金特約(Ⅱ型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅱ型)付加
月払保険料(口座振替):7,260円

ご契約例の総受取額は 1 + 2 + 3 + 4

3,320万円

1 5疾病で入院 5疾病で所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続 20万円 (月額10万円×2)

2 就業不能一時金 300万円 (40歳(ご契約から10年1か月))

3 就業不能給付金 1,800万円 (月額10万円×180回(15年))

4 死亡保険金 1,200万円 (毎月受取の場合) (55歳(ご契約から25年1か月))

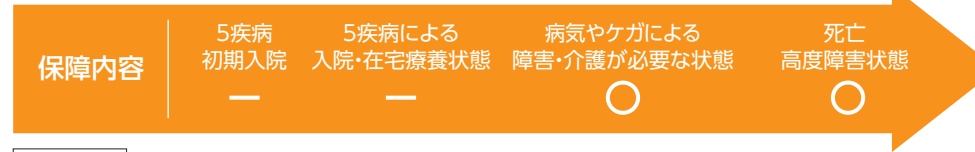
死亡 高度障害状態に該当 10万円 (月額10万円×120回(10年))

「最低支払保証期間」があるから安心! 詳しくは 16ページ

ご契約 入院 入院・在宅療養状態60日超 死亡 保険期間満了日まで

保険料払込免除事由に該当で以降の保険料のお払込みは不要

障害や介護、万ーのリスクに備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年2月1日)

●ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
●[主契約]基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(Ⅰ型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで ●就業不能一時金特約(Ⅰ型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●障害介護保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則付加
月払保険料(口座振替):4,540円

ご契約例の総受取額は 1 + 2 + 3

3,300万円

1 就業不能一時金 300万円 (40歳(ご契約から10年1か月))

2 就業不能給付金 1,800万円 (月額10万円×180回(15年))

3 死亡保険金 1,200万円 (毎月受取の場合) (55歳(ご契約から25年1か月))

死亡 高度障害状態に該当 10万円 (月額10万円×120回(10年))

「最低支払保証期間」があるから安心! 詳しくは 16ページ

ご契約 障害・介護が必要な状態 死亡 保険期間満了日まで

保険料払込免除事由に該当で以降の保険料のお払込みは不要

5疾病で働けなくなったときは毎月の給付金と一時金で、あなたとご家族の生活をサポート

- <就業不能保障特約:Ⅱ型> <就業不能一時金特約:Ⅱ型>
- 1 5疾病初期入院給付金 オプション 2 就業不能一時金
- 3 就業不能給付金
- 1 5疾病^(※1)の治療のため所定の入院をしたとき、特約給付金月額の2か月分をお受取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)
- 2 3 5疾病による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき
- 2 就業不能一時金をお受取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)
- 3 就業不能給付金を給付金支払期間満了日まで毎月お受取りいただけます^(※2)。
- 下線部詳しくは 11~12ページ

万ーのときは、あなたのご家族の生活をサポート

- <主契約>
- 死亡保険金 高度障害保険金
- 4 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受取りいただけます。
- 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。
- (*) 主契約の保険金をお受取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受取りいただけません。

特定疾病・就業不能保険料払込免除特則:Ⅱ型

- 右記いずれかに該当したとき将来の保険料のお払込みは不要です。
- 初めて悪性新生物^(※3)と診断確定されたとき
 - 心疾患または脳血管疾患^(※3)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき
 - 就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

(※1) 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます(上皮内新生物は対象になりません)。
(※2) 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。
(※3) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 P.6 「1 悪性新生物に関する不担保期間について」をご覧ください。

障害・介護が必要な状態で働けなくなったときは毎月の給付金と一時金で、あなたとご家族の生活をサポート!

- <就業不能一時金特約:Ⅰ型> <就業不能保障特約:Ⅰ型>
- オプション 1 就業不能一時金 2 就業不能給付金
- 下記のお支払事由に該当したとき
- 1 就業不能一時金をお受取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)
- 2 就業不能給付金を給付金支払期間満了日まで毎月お受取りいただけます^(※1)。
- 【お支払事由】
- 障害
- 国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき^(※2)
 - 身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
 - 特定生活障害状態に該当したとき
- 介護
- 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
 - 要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき
- 下線部詳しくは 11~12ページ

右記に該当したとき将来の保険料のお払込みは不要です。

さらに、オプション

右記いずれかに該当したとき将来の保険料のお払込みは不要です。

万ーのときは、あなたのご家族の生活をサポート

- <主契約>
- 死亡保険金 高度障害保険金
- 3 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受取りいただけます。
- 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。
- (*) 主契約の保険金をお受取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受取りいただけません。

障害介護保険料払込免除特則

- 就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

特定疾病保険料払込免除特則

- 初めて悪性新生物^(※3)と診断確定されたとき
- 心疾患または脳血管疾患^(※3)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※1) 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。
(※2) 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。(※3) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 P.6 「1 悪性新生物に関する不担保期間について」をご覧ください。

就業不能保障特約(就業不能給付金)・就業お支払対象となる5疾病と、それぞれ

不能一時金特約の の状態について

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは

5疾病とは?

- 悪性新生物^(※1)
- 急性心筋梗塞
- 脳卒中
- 肝硬変
- 慢性腎不全^(※1)

をいいます。



(※1)詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 P.7 「3 就業不能保障特約および就業不能一時金特約について」をご覧ください。

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは?

次の①または②のいずれかの状態をいいます。
ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。

- ① 5疾病の治療を目的として、所定の入院をしている状態
- ② 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療に専念している状態

所定の障害状態とは

下記の(1)～(3)のいずれかに該当したとき

- (1) 国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき^(※2)
- (2) 身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
- (3) 特定生活障害状態に該当したとき

(※2)精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。



国民年金法に定める障害等級1級または2級とは?

たとえば以下のような状態と認定されることをいいます。

1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態
2級	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

出典:(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2020年8月改訂版)

身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級とは?

病気やケガなどにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される状態と認定されることをいいます。
(例)体幹の機能障害の場合

1級	座っていることができない
2級	座っている姿勢を保つことが困難
3級	歩行が困難

出典:厚生労働省「身体障害者障害程度等級表」をもとに東京海上日動あんしん生命で作成

特定生活障害状態とは?

次の①～③のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。

- ① 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害
- ② 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害
- ③ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状

介護が必要な所定の状態とは

公的介護保険制度の

要介護2以上とは?

以下のような状態が認定の目安になります。

要介護2 (軽度の介護)	食事や排泄に何らかの介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持、	歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3 (中等度の介護)	食事や排泄に一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持 入浴や衣服の着脱などに全面的	などがひとりではできない。 な介助が必要。
要介護4 (重度の介護)	食事に一部介助が必要。 排泄、入浴、衣服の着脱などに 立ち上がりや両足での立位保持	全面的な介助が必要。 がひとりではほとんどできない。
要介護5 (最重度の介護)	食事や排泄がひとりではできない 歩行や両足での立位保持は 意思の伝達がほとんどできない	など、日常生活を遂行する能力は著しく低下し、 ほとんどできない。 場合が多い。

出典:(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動あんしん生命で作成

要介護状態とは?

次の①または②のいずれかの状態をいいます。
ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は、
要介護状態とはいいません。

- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない
イ.衣服の着脱が自分ではできない
ウ.入浴が自分ではできない エ.食物の摂取が自分ではできない
オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。



下記の(1)または(2)に該当したとき

- (1) 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
- (2) 要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき

万ーのリスクにのみ 備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年2月1日)

- ご契約年齢:30歳(男性)
 - 保険期間(家計保障期間):65歳まで
 - 保険料払込期間:65歳まで
 - 基準給付金月額:10万円
 - 最低支払保証期間:1年
 - 非喫煙者優良体保険料率適用
 - 特定疾病保険料払込免除特則付加
- 月払保険料(口座振替):**2,470円**



40歳
(ご契約から10年1か月)



「最低支払保証期間」があるから安心!
詳しくは [16ページ](#)



万ーのときは、給付金であなたのご家族の生活をサポート

<主契約>

死亡保険金 高度障害保険金

- 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受取りいただけます。
- 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

上記ご契約例でご契約から10年1か月目に死亡高度障害状態になられた場合

毎月受取 の場合
給付金として毎月受け取る方法
(保険金の月払給付)

3,000万円
月額10万円×300回【25年】

または

一時受取 の場合
一時金として全額受け取る方法
(保険金の一時受取)

約2,456万円

オプション

特定疾病保険料払込免除特則

右記いずれかに該当したとき、
将来の**保険料のお払込みは不要**です。

- 初めて悪性新生物^(※)と診断確定されたとき
- 心疾患または脳血管疾患^(※)により所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※)上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。
詳しくは【重要事項説明書】の契約概要 [P.8](#) [特定疾病保険料払込免除特則および特定疾病・就業不能保険料払込特則について](#)をご覧ください。

適用する保険料率について

被保険者の喫煙状況や健康状態等が東京海上日動あんしん生命の定める基準を満たす場合、標準保険料率よりも**割安な保険料**でお申込みいただけます。

ステップ1 被保険者の年齢が20歳以上である

ステップ2

過去1年以内に喫煙していない

- ご注意**
- 所定の喫煙検査をお受けいただくか、喫煙状況について記載のある健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。
 - 被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙等により喫煙検査で「陽性」と判定された場合は、非喫煙者優良体保険料率・非喫煙者標準保険料率を適用することはできません。

ステップ3

東京海上日動あんしん生命の定める「健康状態基準」をすべて満たしている



健康状態基準 非喫煙者優良体保険料率、喫煙者優良体保険料率を適用するためには、健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。

基準① **体格(BMI):18以上27以下であること**
BMI(ボディ・マス・インデックス)=体重(kg)÷身長(m)²
健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

基準② **血圧値:下記の範囲内であること**
最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下
かつ
最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下

<月払保険料例> 下記ご契約例で、適用する保険料率別の保険料は以下のとおりです。

- ご契約例 (30歳・男性)
- 5疾病・障害・介護保障プラン
 - 保険期間(家計保障期間):65歳まで
 - 保険料払込期間:65歳まで
 - 最低支払保証期間:2年
 - [主契約]基準給付金月額:10万円
 - 就業不能保障特約(Ⅲ型)特約給付金月額:10万円、特約給付金支払期間:保険期間満了日まで
 - 就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円
 - 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型)付加
 - 月払・口座振替

非喫煙者優良体保険料率	非喫煙者標準保険料率	喫煙者優良体保険料率	標準保険料率
8,840円	9,750円	10,800円	11,820円

ご注意

- ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、東京海上日動あんしん生命はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 「優良体」とは、この特約における東京海上日動あんしん生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

さまざまなサービスで、お客さまをサポートします。

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、この保険にご加入の被保険者さまが無料でご利用いただけます。

Medical Note for 東京海上グループ Webサービス

提供：株式会社メディカルノート

<p>たとえば</p> <p>がんと診断され、主治医から複数の治療方法について説明を受けたが、決められない。セカンドオピニオンを聞きたい…</p>	<p>セカンドオピニオン予約サービス</p> <p>各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約※1)ができます。</p>	<p>ほかにも</p> <p>オンライン医療相談サービス</p> <p>気になる症状をWebで手軽に医師・看護師に相談できます。</p>
<p>かかりつけの医師から大きな手術が必要だと言われた。専門医で受診したいけど、どうしたらいいのだろう…</p>	<p>医師・病院受診予約サービス</p> <p>各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約※1)ができます。</p>	<p>病気・症状辞典サービス</p> <p>症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる医療情報や病気・治療解説等を調べられます。</p>

サービスのご利用は専用ホームページから <https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/> スマホはこちらから！

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、専用ホームページの注意事項をご確認ください。

(※1) 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。予約可能な病院等がお近くにない場合でも、ご希望の医師の受診可否をお知らせできる場合があります。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

職場復帰に向けた疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、就業不能保障特約の保険金・給付金支払事由に該当された場合に、この保険にご加入の被保険者さまとご家族が無料でご利用いただけます。

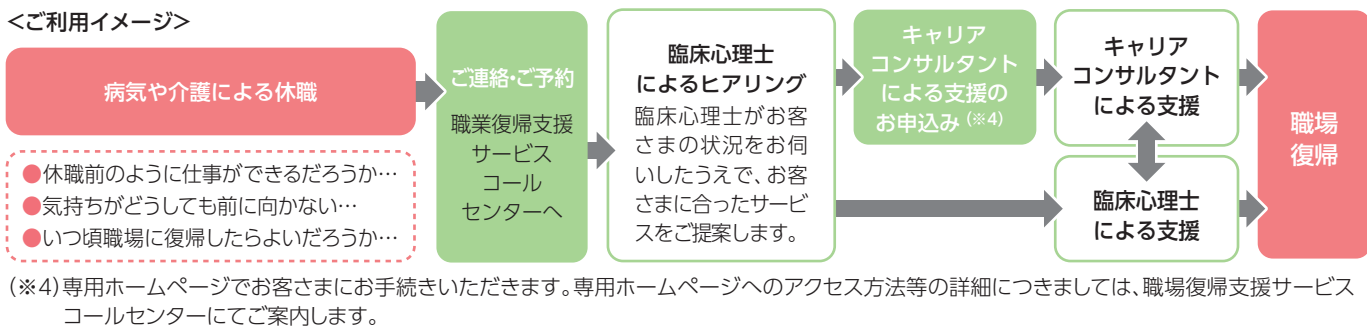
職場復帰支援サービス

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社・株式会社日本マンパワー

コールセンター **0120-567-771** (受付時間) 平日9:00~20:00 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

病気や介護による休職から職場復帰に向けて、お客さまの様々なご不安やお悩みをお伺いし、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイスをご提供します。

<p>キャリアコンサルタント※2)による支援</p> <p>キャリアコンサルタントが、スマートフォンやタブレット、対面※3)等による1対1での個別コンサルティングを通じて、職場復帰に向けたお気持ちの整理のサポートやスキルアップ等のアドバイスを行います。</p> <p>(※2) 2016年に創設された国家資格です。</p> <p>(※3) 対面による個別コンサルティングは、東京と大阪のみで提供します。</p>	<p>臨床心理士による支援</p> <p>臨床心理士が、お客さまの心身の状態や会社の制度・規定等をお伺いしたうえで、職場復帰に向けた具体的なアドバイスを行います。また、職場復帰後のお悩みについてもサポートを行います。</p>
--	---



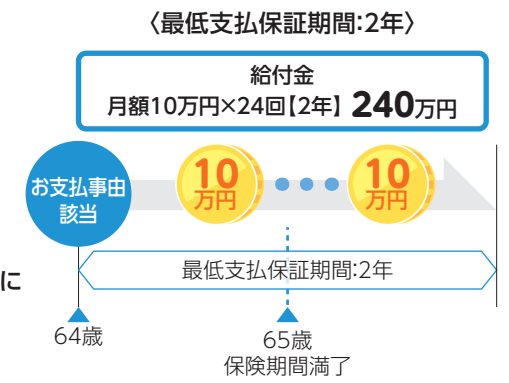
* サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

Q&A

お客さまからよくいただくご質問です。お申込みの前にご確認ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q 最低支払保証期間について教えてください。

例えば、給付金月額10万円・保険期間満了が65歳・最低支払保証期間2年の契約の場合で、64歳で給付金を受け取る場合、支払われる給付金はいくらになりますか？



A 240万円(月額10万円×24回[2年])になります。給付金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が「最低支払保証期間」に満たない場合は、「最低支払保証期間」を通じて毎月給付金をお支払いします。「最低支払保証期間」は、主契約および就業不能保障特約(就業不能給付金)に適用されます。なお、主契約の保険金支払事由に該当した日以後は、特約の給付金はお支払対象になりません。

Q 専業主婦(主夫)や資産生活者も、契約できますか？

A 専業主婦(主夫)や資産生活者の方もお申込みいただけます。「就業不能保障特約」の「就業不能」とは、就業しているかどうかではなく、被保険者の病状に照らして医学的見地からの診断をもとに判定します。



Q 5疾病による入院・在宅療養状態、所定の障害状態・介護が必要な状態について、定期的な申告は必要ですか？

A 不要です。東京海上日動あんしん生命所定の様式による医師の診断書をご提出いただくだけで、勤務先からの休業証明や収入証明などのご提出は不要です。また、所定の状態から回復した場合でも、特約給付金支払期間中は給付金をお受取りいただけます。

Q 障害年金制度と身体障害者手帳制度の違いは何ですか？

A 制度の概要は以下のとおりです。それぞれの受給・交付要件や障害等級なども異なります。

障害年金制度	身体障害者手帳制度
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金法等に定める公的年金制度の一つです。 ● 一定の保険料納付要件を満たし、障害年金の受給要件を満たしている方が現金給付を受けられます。 ● 会社員(厚生年金)や自営業(国民年金)など、加入している年金制度によって、給付内容等が異なります。 ● 障害の程度や家族構成等に応じて、支給されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に、身体障害者手帳が交付されます。 ● 手帳を提示することにより、医療費の助成や交通機関での運賃が割引になる等の各種福祉サービスを受けることができます。 ● サービスの内容は、地域・障害の程度によって異なります。

出典:厚生労働省ホームページ、日本年金機構ホームページをもとに、東京海上日動あんしん生命で作成

[注] 2020年10月現在の制度にもとづいて概要を記載しています。詳細は、厚生労働省や日本年金機構のホームページ、またはご加入の健康保険窓口などでご確認ください。

ご検討にあたりご注意ください



ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

1 悪性新生物に関する不担保期間について

以下特約・特則には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

特約・特則	不担保期間のお取扱い ^{※2}
就業不能保障特約 ^{※1} 、 就業不能一時金特約 ^{※1}	悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、 給付金・一時金のお支払いはできません。 この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 給付金・一時金のお支払いはできません。
特定疾病保険料払込免除特則、 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則	悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません。 この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません。

※1 障害・介護保障プラン(特約の型がI型)の場合を除きます。

※2 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除には不担保期間のお取扱いはありません。

2 保険料払込みの免除について

以下いずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき
- 6ページに記載の各種「保険料払込免除特則」を付加した場合で、各特則・特則の型に応じた免除事由に該当したとき

3 保険金のお支払いについて

- 主契約の保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

お支払方法	説明	ご注意
月払給付	家計保障期間満了日まで、 基準給付金月額を毎月 お支払いします。	お支払事由に該当した日から家計保障期間満了日までの期間が最低 支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金 月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の 保険金額を一時金として お支払いします。	お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額 となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取 総額を下回ります。また、最低支払保証期間が適用される期間を除き、 保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることなどもできます。

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。また、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

4 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険の主契約および特約には、保険料払込期間中の**解約返戻金はありません。**

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

5 就業不能保障特約について

- この特約にはI~III型の3つの型があり、型に応じてお支払いの対象が異なります。
- 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約の給付金のお支払対象となりません。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、給付金支払期間満了日まで^{※3}特約給付金月額を毎月お支払いします。(一時支払のお取扱いはありません。)
- 第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、最低支払保証期間を通じて特約給付金月額を毎月お支払いします。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

※3 給付金支払期間を年数で定めた場合、第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときは、保険期間満了日までとします。

6 就業不能一時金特約について

- この特約の型は、就業不能保障特約の型と同一とします。(I~III型)
- 就業不能一時金のお支払いは保険期間を通じて1回を限度とします。
- 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約の一時金のお支払対象となりません。ただし、以下①または②に該当する場合等はお支払対象となります。
- ① 主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた障害により身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けたとき
- ② 主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた入院・在宅療養状態、要介護状態により一時金のお支払事由に該当したとき

7 リビング・ニーズ特約について

- 余命が6か月以内と判断されるとき^{※4}特定状態保険金をお支払いします。
- 特定状態保険金のご請求額は、ご請求日の6か月後の主契約の**保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)**とします。ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。

※4 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類にもとづいて行います。

8 この保険の対象となる悪性新生物・心疾患・慢性腎不全について

- 悪性新生物は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。**上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。**また、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
- **心疾患には、高血圧性心疾患は含まれません。**
- 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

9 給付金・一時金のお支払事由等の変更について

- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、この保険に付加される特約・特則の**給付金・一時金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。**その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

10 更新について

- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

11 契約者配当について

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

12 保険金額・給付金額の設定額について

- 被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金額の上限までご加入できないことがあります。

13 お取扱いについて

- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。